

株式会社ジェイウインド「(仮称)新阿蘇おぐにウインドファーム環境影響評価方法書」に対する勧告について

令和4年7月11日
経済産業省
商務情報政策局
産業保安グループ

本日、電気事業法第46条の8第1項の規定に基づき、(仮称)新阿蘇おぐにウインドファーム環境影響評価方法書について、株式会社ジェイウインドに対し環境保全の観点から勧告を行った。勧告の内容は、別紙のとおり。

また、併せて同条第3項の規定に基づき、熊本県知事及び大分県知事からの意見を勧告するよう、その写しを送付した。

なお、当該案件は、第2種事業であるが、環境影響評価法第4条第6項の規定に基づき、環境影響評価その他の手続を行うこととしたものであるため、計画段階環境配慮書に係る手続は行われていない。

(参考) 当該地点の概要

1. 計画概要
- 場 所：熊本県阿蘇郡小国町、南小国町及び大分県玖珠郡九重町
原動力の種類：風力（陸上）
出 力：最大 8,500 kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続
＜環境影響評価方法書＞

環 境 影 響 評 価 方 法 書 受 理	令和 4 年 1 月 1 4 日
住 民 意 見 の 概 要 等 受 理	令和 4 年 3 月 2 8 日
熊 本 県 知 事 意 見 受 理	令和 4 年 6 月 1 6 日
大 分 県 知 事 意 見 受 理	令和 4 年 5 月 2 6 日
経 済 産 業 大 臣 勧 告 発 出	令和 4 年 7 月 1 1 日

問合せ先： 電力安全課 長尾、須之内
電話03－3501－1742（直通）

**株式会社ジェイウインド「(仮称)新阿蘇おぐにウインドファーム環境影響評価方法書
評価方法書」に対する勧告内容**

環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法について

1. 水質の調査に当たっては、近年の集中豪雨による降雨の傾向を踏まえ、適切に調査、予測及び評価を行うこと。
2. 昆虫類の調査期間について、適切な調査期間を設定した上で調査、予測及び評価を行うこと。
3. 植物の調査にあたっては、調査方法についても検討し、適切な調査、予測及び評価を行うこと。

(熊本県知事及び大分県知事からの意見書の写しを添付)